

岡山県雇用対策協定に基づく
令和 7 (2025) 年度事業計画

令和 7 (2025) 年 4 月

岡 山 県
岡 山 労 働 局

目次

第1	趣旨	2
第2	地域雇用を取り巻く情勢	2
第3	令和7（2025）年度の主な雇用施策	
1	働き方改革の推進	2
	（1）働き方改革による労働環境の整備等	
	（2）雇用形態または就業形態に関わらない公正な待遇の確保	
2	人材確保対策・地方創生の推進	4
	（1）大学生等人材還流・県内定着の推進	
	（2）首都圏等からの移住の促進	
	（3）人手不足分野の人材確保に向けた支援の強化	
3	若者等の就職支援	7
	（1）大学・高校新卒者等に対する正社員就職支援と県内企業とのマッチング促進	
	（2）フリーター等の正社員雇用化の推進と若年無業者等との自立支援	
	（3）就職氷河期世代を含む中高年世代に向けた支援	
	（4）就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進	
4	女性の活躍推進	9
	（1）女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	
	（2）女性活躍推進法に基づく取組の推進	
	（3）総合的なハラスメント対策の推進	
	（4）仕事と家庭の両立支援の推進	
5	高齢者・障害者・外国人に対する就職支援	11
	（1）高齢者のマッチングによるキャリアチェンジの促進	
	（2）70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備	
	（3）地域における多様な就業機会の確保	
	（4）多様な障害特性に応じた就労支援の強化	
	（5）法定雇用率の引き上げに対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進	
	（6）外国人材受入れの環境整備	
	（7）外国人留学生等の就職支援	
	（8）定住外国人等に対する就職支援	
6	雇用の維持にかかる支援	14
第4	本計画に基づく取組に関する数値目標	15

第1 趣旨

平成28（2016）年3月24日に岡山県と岡山労働局との間で締結した「岡山県雇用対策協定」に基づき、岡山県の県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現が加速されるよう、令和7（2025）年3月に策定された「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」及び国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して令和7（2025）年3月に策定された「第3期おかやま創生総合戦略」に沿った雇用施策等と密接な関係のもとに、岡山労働局及び公共職業安定所における雇用施策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第2 地域雇用を取り巻く情勢

我が国の人口は、近年横ばいで人口減少局面を迎えており、今後、少子化・高齢化の進行とともに、本格的な人口減少社会が到来することが見込まれている。

岡山県においても、人口は平成17（2005）年をピークに減少し、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っており、全国平均を上回る高齢化率（令和5（2023）年10月：31.3%）で推移するなど、急速な高齢化が進んでいる。

少子化・高齢化の進行は、労働力人口の減少をはじめ、社会経済上の様々な面での影響が懸念され、地域の活力の維持にとってマイナスの影響を与える恐れがある。

こうした中、令和7（2025）年度は、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の重点戦略等に掲げる各種施策や「第3期おかやま創生総合戦略」に沿った雇用施策の推進により、少子化・高齢化、人口減少を克服し、発展し続ける豊かな社会の実現に向けて取り組むこととされている。

岡山県では、建設・製造・運輸郵便・卸小売・宿泊飲食・医療福祉といったあらゆる業種において人手不足を訴える声が聞かれる一方で、原材料費や光熱費に加え人件費の高騰にも企業経営を圧迫される様子がみられている。令和6（2024）年度の有効求人倍率は2月までの全ての月で1.40倍台を維持したものの令和5（2023）年度につけた1.50倍台には届いておらず、岡山県の雇用情勢は「持ち直しの動きにやや弱さがみられる」と判断し「物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」と考えている。

第3 令和7（2025）年度の主な雇用施策

1 働き方改革の推進

（1）働き方改革による労働環境の整備等

内容

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が、職業キャリアを継続して能力を発揮できる環境の整備などに向けて、長時間労働を前提としたこれまでの働き方を見直す「働き方改革」を推進し、働き方改革の趣旨や働き方改革関連法の内容について浸透させるとともに、中小企業・小規模事業者等が自社の労務管理改善に向けた具体的な取組を行うことができるよう、相談・支援体制を整備する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 働き方改革を推進していく上での課題等について、岡山県も構成員である「おかやま働き方改革会議」において協議を進めるとともに、「岡山働き方改革推進支援センター」の専門家による支援も活用しながら、岡山県や関係機関と連携して総合的な支援を実施していく。

- ② 正規雇用者と非正規雇用者の間の不合理な待遇差の解消のため、パートタイム・有期雇用労働法、同一労働・同一賃金のガイドラインの周知・指導により履行確保を図る。
- ③ 生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するため、業務改善助成金を含む「賃上げ」支援助成金パッケージを通じて、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう情報提供を行う。
- ④ 長時間労働が疑われる事業場に対する指導監督の徹底に努めるとともに、法令に関する知識や労務管理体制が十分でないと思われる事業場に対して、セミナーの開催、事業場への訪問等を通じて、時間外労働の上限規制をはじめとする働き方改革関連法についての周知を行う。
- ⑤ 各ガイドラインや助成金の周知等を通じ、良質な雇用型テレワークの普及促進及び副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組の推進を図る。
- ⑥ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定制度」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定制度」の周知を行うとともに、これらの方を含めた人材育成（リカレント教育）のための教育訓練給付の拡充等の周知を行う。
- ⑦ がん診療拠点病院と協定を締結し、長期にわたる治療を受けながら就職を希望するがん患者等に対する就職支援を行う。
- ⑧ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定制度」の周知を図り、子育て・介護等と仕事の両立支援を推進する。
- ⑨ 障害者の就労支援について、ハローワークと地域の関係機関が連携し、法定雇用率の周知を行うとともに、就職から職場定着まで一貫した支援を行う。
- ⑩ 年齢に関わりなく働くことができる企業の普及に向けた相談支援を行うほか、65歳以上の高年齢者については「生涯現役支援窓口」等において担当者制による支援を行う。
- ⑪ 在留資格の範囲内で就労する外国人労働者については、公共職業安定所において、外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人雇用管理指針に基づき、事業主に対する指導・援助を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 岡山労働局が行う「働き方改革」の推進に向けた取組と積極的な連携を図る。
- ② 岡山県等が主催する会議やセミナーなど、あらゆる機会を利用して、働き方改革について普及・啓発を行うとともに、テレワークや勤務間インターバル制度など多様で柔軟な働き方についても情報発信を行う。
- ③ 働きやすく、安心して子育てできる職場づくりに取り組んでいる企業の事例集を作成・配布し、優良事例の横展開を図る。
- ④ 働き方改革に関する企業の取組意識の醸成を図るためのエリアセミナーを開催する。
- ⑤ おかやま子育て応援宣言企業について、登録制度やアドバンス企業認定制度の推進を図る。

（２）雇用形態または就業形態に関わらない公正な待遇の確保

ア パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の履行確保及び事業主に対する支援

内容

同一労働同一賃金の遵守の徹底のため、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の履行確保に向けて、法律の趣旨・内容及び各種支援策の周知を行う。

岡山労働局が実施する業務

- ① 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の実現に向けて取り組む事業主に対して岡山県や関係機関と連携のうえ、岡山働き方改革推進支援センターにおける相談窓口・出張相談・企業訪問・セミナー等の支援制度を周知し、その活用を促す。

- ② キャリアアップ助成金について、事業主に対して積極的な活用を促すとともに、令和5年10月に新設された「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施する。

岡山県が実施する業務

岡山県等が主催する会議やセミナーなど、あらゆる機会を利用して、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法について周知・啓発を行う。

- ① 岡山労働局が設置する岡山働き方改革推進支援センターと積極的な連携を図る。
- ② 岡山県等が主催する会議やセミナーなど、あらゆる機会を利用して、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた普及・啓発を行う。
- ③ おかやま若者就職支援センターにおいて、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの支援を通じ、若者の正規雇用を支援する。
- ④ 地域若者サポートステーションにおいて訪問相談事業等を実施するなど、ニート等の職業的自立を支援する。

イ 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及

内容

労働契約法に基づく無期転換ルールにより、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生している。また、令和6年4月の省令改正により、無期転換申込権が発生する契約更新時において、労働基準法に基づく労働条件の明示事項に、「無期転換申込機会」と「無期転換後の労働条件」が追加されたことも含め、法の趣旨を踏まえた対応が求められる。

このため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催等により、労使双方に対し、無期転換ルールの周知啓発及び多様な正社員の普及を図る。

岡山労働局が実施する業務

- ① 労働局内に設置している「無期転換ルール特別相談窓口」の周知・広報を行う。
- ② 事業主に対して「有期雇用特別措置法による特例ルール」及び「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」の周知・啓発を引き続き行う。
- ③ キャリアアップ助成金の活用促進による非正規雇用労働者の正社員転換と待遇改善を推進する。

岡山県が実施する業務

県広報誌「おかやま労働」を通じて無期転換ルールの周知啓発を行うことにより、多様な正社員の普及を図る。

2 人材確保対策・地方創生の推進

県内市町村が展開する産業振興施策と連携し、職業紹介等による人材確保等、労働面での地方創生に向けた取組を積極的に推進する。

(1) 大学生等人材還流・県内定着の推進

内容

岡山県内外の大学等に進学した学生等に対し、求人情報等の県内企業に関する情報の提供、インターンシップへの参加促進や就職面接会の開催等により、岡山県内への就職を促進し、人材還流と県内定着の推進を図る。

岡山労働局が実施する業務

他都道府県労働局の新卒応援ハローワークと連携し、岡山県出身者や県内就職希望者への求人情報、企業情報のほか、岡山県が県内外で開催する事業の情報を積極的に提供する。

岡山県が実施する業務

- ① 就職支援協定締結大学をはじめ県内外の大学に、合同就職面接会の開催等、本県への I J U ターン就職に役立つ情報を提供する。
東京・大阪・岡山の就職応援コーディネーターが大学を訪問し、大学との関係強化を図り、情報の収集と発信を行う。
- ② 県外に進学した学生に県内企業を知ってもらうため、就職支援協定締結大学等と連携し、各大学等で県内企業との交流会を開催する。
- ③ 県内外の大学生などを対象とした企業見学ツアーや若手社員との W e b 交流会を実施し、県内企業の魅力を伝え、大学等卒業後の県内定着や U ターン就職への意識を醸成する。
- ④ 大学コンソーシアム岡山等と連携し、インターンシップを推進し、県内外の学生に県内企業の魅力を感じてもらい、本県への就職を促進する。
- ⑤ 学生のインターンシップへの参加を促進するため、学生と企業とのマッチングフェアや県内大学と連携した学内でのインターンシップ説明会等を開催する。
- ⑥ 岡山県しごと情報センター等において、県内への就職や移住に役立つ情報の収集・発信等を行う。
- ⑦ 学生・保護者・社会人向けメール配信サービスにより、学生や保護者等に対し、就職活動に役立つ情報を配信する。
- ⑧ 人材の還流と定着を図るため、従業員への奨学金返還支援制度により、県内就職の促進に取り組む中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を支援する。
- ⑨ 東京 23 区からの I J U ターン就職を促進するため、国の制度を活用し、県内中小企業等の求人を掲載する「晴れの国で働こう！岡山県しごと情報サイト」を運営する。また、市町村と連携し、東京 23 区から移住し就職する者等に移住支援金を支給するほか、東京圏の大学生に対し、県内企業への就職活動費や移転費の一部を支援する地方就職支援金を支給する。
- ⑩ 県内企業の若手社員が、学生の就活に関する相談に応じたり、県主催イベント等に参加して学生と交流する「おかやま就活サポーター制度」を活用し、県内就職の魅力を発信する。
- ⑪ 大学コンソーシアム岡山等と連携し、学生等と県内企業とを対象とした、合同企業説明会を対面とオンラインの併用で開催する。
- ⑫ 大学生や若手社員等の若者と県内企業の経営者等が、共通の関心事項をテーマに意見交換を行う交流会を開催する。
- ⑬ 労働局等と連携し、おかやま子育て応援宣言企業やくるみん認定企業等を大学等へ周知し、県内の子育て支援に取り組んでいる働きやすい企業の認知度向上を図る。

(2) 首都圏等からの移住の促進

内容

関係機関との連携により、首都圏等から県内への移住を希望する者に対する情報発信等、人材を呼び込む取組を促進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 岡山県が首都圏等で開催する移住相談会において、職業相談等の協力を行う。
- ② 岡山県しごと情報センター等との連携により、県内に I J U ターン就職を希望する者に対して求人情報を提供するほか、全国のハローワークを通じた移住希望者への職業相談・職業紹介を行う。
- ③ 移住希望者のニーズを把握した求人の開拓を行う。
- ④ 地域の仕事の魅力向上のため、事業主に対して雇用管理改善への取組を喚起する。

岡山県が実施する業務

- ① おかやま就職応援センターにおいて、東京・大阪にコーディネーターを配置し、移住希望者の就職相談に応じる。また、首都圏アンテナショップ内に設置

- する、おかやま就職・移住応援センターにおいて、移住を支援するコーディネーターと連携し、首都圏からの I J U ターンをワンストップで支援する。
- ② 岡山県しごと情報センター等において、県内への就職や移住に役立つ情報の収集・発信等を行う。
 - ③ 首都圏等で開催される移住相談会等において、就職相談に応ずることで、本県への移住を促進する。
 - ④ 人材の還流と定着を図るため、従業員への奨学金返還支援制度により、県内就職の促進に取り組む中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を支援する。
 - ⑤ 東京 23 区からの I J U ターン就職を促進するため、国の制度を活用し、県内中小企業等の求人を掲載する「晴れの国で働こう！岡山県しごと情報サイト」を運営する。また、市町村と連携し、東京 23 区から移住し就職する者等に移住支援金を支給するほか、東京圏の大学生に対し、県内企業への就職活動費の一部を支援する地方就職支援金を支給する。
 - ⑥ 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点において、経営や生産管理、マーケティングなどの専門人材といった、企業の成長戦略を具現化できる人材と、それらの人材の確保に悩む県内企業とのマッチングを支援するとともに、県外からプロフェッショナル人材を獲得する場合や兼業・副業人材を活用する場合に必要な経費の一部を支援する。

(3) 人手不足分野の人材確保に向けた支援の強化

内容

関係団体（（公財）介護労働安定センター岡山支部、岡山県福祉人材センター、岡山県ナースセンター、岡山県保育士・保育所支援センター、岡山県建設業協会、岡山県警備業協会、岡山県トラック協会等）とも連携を図り、人手不足分野における安定的な人材確保を推進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 各ハローワークにおける職業相談において、潜在有資格者等の掘り起こしを行うとともに、有資格分野への就職意欲の喚起、職業紹介に取り組む。
- ② ハローワーク岡山、津山、倉敷中央に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、岡山県をはじめとする関係機関との連携のもと、就職面接会や事業所見学会等の取り組みを行う。
- ③ 人材不足分野における人材確保を促進するため、公的職業訓練修了者の関連分野への就職促進に取り組むほか、地域の訓練ニーズを把握し、関係機関と連携して公的職業訓練の拡充を図る。
- ④ 従業員の職場定着に取り組む事業主等を支援する人材確保等支援助成金の活用や、人材確保のための雇用管理改善の取組について、岡山県や関係機関、業界団体等と連携して啓発を行い、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する。

岡山県が実施する業務

- ① 岡山県社会福祉協議会内に設置した岡山県福祉人材センターにおいて、就労相談や斡旋、「福祉の就職フェア岡山」の開催などを通じて、福祉・介護分野への就労を支援するほか、各種研修会や仕事の悩み相談などを実施し、職員の資質向上や職場への定着を促進する。
- ② 介護分野の人材確保対策を推進するため、岡山労働局をはじめとする関係機関や事業所団体、職能団体等で構成するネットワーク組織である「岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会」を設置し、相互に連携・協働しながら、多様な人材の参入促進や離職者の再就職支援、離職防止の観点から実効ある取組を進める。

また、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を登録し、見える化する認証・評価制度「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」の普及

を図る。

- ③ 岡山県保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供、人材マッチング、保育施設の見学同行などを通じて、保育士の就労を支援するほか、各種研修会や仕事の悩み相談などを通じて保育士の資質向上や定着につなげる。
- ④ 土木・建築系学科で学ぶ高校生を対象とした工事現場の見学会や建設業従事者との意見交換会を開催するほか、建設業者に対し、安全で働きやすい労働環境実現のための情報を総合的に提供するなど、関係機関・団体等と連携して、県内建設産業を人材確保・定着促進の面から支援する。

3 若者等の就職支援

(1) 大学・高校新卒者等に対する正社員就職支援と県内企業とのマッチング促進

内容

新卒応援ハローワークをはじめとした管内ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、大学等への定期訪問による出張相談やセミナーの開催、関係機関と共同での就職面接会の開催等による就職支援、人材確保支援を行う。

岡山労働局が実施する業務

- ① 就職支援ナビゲーターによる全校担当者制による出張相談を強化するとともに、大学等と未内定者情報を共有し、個別支援を行う。
- ② 県内企業の人材確保のため、岡山県等との共催による就職面接会のほか、新卒応援ハローワーク等において企業説明会、ミニ面接会を積極的に開催する。
- ③ 若者雇用促進法の周知・啓発を徹底し、学生・生徒の適切な職業選択、円滑な就職実現を図る。
- ④ より多くの「ユースエール認定企業」の確保を図り、学生・生徒への積極的な情報提供及びマッチングに取り組む。
- ⑤ 新卒応援ハローワークに設置した在職者向け窓口での相談や企業訪問による就職後の定着支援に取り組む。

岡山県が実施する業務

- ① 学生等と県内企業とのマッチング機会を提供するため、岡山労働局等と共同で大規模な就職面接会を開催する。
- ② おかやま若者就職支援センターにおいて、学校等からの要請に応じた出張相談を行うなど、若者の正規雇用を促進する。

(2) フリーター等の正社員雇用化の推進と若年無業者等の自立支援

内容

わかものハローワーク、わかもの支援窓口においてきめ細やかな個別支援を行うとともに、おかやま若者就職支援センターでのカウンセリングによる就職意欲の喚起とその後の各ハローワークにおける就職支援により、フリーター等の正社員雇用化を推進する。

また、地域若者サポートステーションとハローワーク、おかやま若者就職支援センターとの連携により若年無業者の就業による自立支援を図る。

岡山労働局が実施する業務

- ① わかものハローワーク等における担当者制や予約制による職業相談・職業紹介、ビジネスマナーや応募書類作成などのセミナーによる就職支援を行うほか、就職意欲の喚起等のためのカウンセリングが必要な求職者については、おかやま若者就職支援センターとの連携を図る。
- ② 職業相談を通じて職業能力開発の必要性を判断した求職者については、公的職業訓練への誘導を行い、職業訓練施設との連携・情報共有により、正社員就職の実現を図る。
- ③ 事業主に対しては、キャリアアップ助成金の積極的な活用を働きかけ企業内

の非正規労働者の正社員転換を促進する。

- ④ 学生・生徒のほかフリーター等の非正規労働者に対し、フリーター等の長期化に関する現状についての周知・啓発を行う。
- ⑤ 若年無業者を対象として、就業に向けたカウンセリングやコミュニケーションセミナー、ジョブトレーニング等を行う地域若者サポートステーション事業を実施するほか、ハローワークの就職支援との連携により、若年無業者の就労による自立支援に取り組む。

岡山県が実施する業務

- ① おかやま若者就職支援センターにおいて、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの支援を通じ、若者の正社員雇用を支援する。
- ② 地域若者サポートステーションにおいて訪問相談事業等を実施するなど、ニート等の職業的自立を支援する。

(3) 就職氷河期世代を含む中高年世代に向けた支援

内容

就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用に比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向にあるほか、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定程度存在するため、国と県の産業労働部や保健福祉部等とが一層密接に連携し、積極的な支援を実施する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 中高年世代活躍応援プロジェクトを基に岡山県と連携のもと、経済団体、支援団体等と連携して設置する「中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」で策定する事業実施計画によるK P Iの進捗管理、採用・処遇改善や社会参加への支援に関する気運醸成を行う。
- ② ハローワーク岡山及びハローワーク倉敷中央内に中高年層（ミドルシニア）支援窓口を設置し、支援対象者に対して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、公的職業訓練への誘導等、安定した雇用の実現等に向けた一貫した伴走型支援を実施する。

岡山県が実施する業務

- ① 労働局や経済団体、支援団体等と連携して設置した県レベルのプラットフォームで策定した事業実施計画に基づいた継続的な取り組みを通じて、採用・処遇改善や社会参加への支援に関する気運を醸成する。
- ② おかやま若者就職支援センターにおいて、外部専門員によるセミナーや出張相談の実施など、不安定就労者の正社員化を図る。
- ③ 岡山県精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり地域支援センター」と県内関係機関・団体とが緊密な連携を図りながら、ひきこもりに悩む家族や本人の相談に早期に対応し、必要に応じてアウトリーチ支援に結びつけるなど、適切なサービスにつながるよう支援する。

(4) 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

内容

就職活動中の学生等に対するハラスメントが社会的関心を集めている状況であり、事業主及び学生等に対して周知・支援を実施する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 就職活動中の学生等のハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図るほか「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を活用し、企業の取組を促す。
- ② 学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した

場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

4 女性の活躍推進

(1) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

内容

子育てと仕事の両立を望む女性等の希望や状況に応じたきめ細やかな支援を行い、子育て女性等に対する就職支援を推進する。

岡山労働局が実施する業務

① マザーズハローワーク事業

- ・ マザーズハローワーク内での担当者制による職業相談やセミナーの開催によるきめ細かな就職支援を行うとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と綿密に連携してアウトリーチ型支援の強化を行う。
- ・ 仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保とオンラインによる各種就職支援サービスを推進する。
- ・ 岡山県と連携した出張相談（ウィズセンター等での出張相談）を行う。

② 岡山県が実施する「ステップ・アップ支援事業」により就職意欲が喚起された求職者について各ハローワークにおいて就職支援を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 子育て世代の女性を対象に、再就職の動機づけとなるセミナーを、臨時託児所を設けて開催する。併せて、おかやま就職応援センターの出張相談も開催する。
- ② おかやま若者就職支援センターにおいて、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介まで就職を支援する。

(2) 女性活躍推進法等に基づく取組の推進

内容

女性活躍推進法に基づき、女性活躍推進のための行動計画の策定や情報公表を促し、法の着実な履行を確保する。

また、企業の女性活躍に向けた環境づくりを支援するとともに、キャリア形成や仕事と生活の両立方法の見える化等により女性の活躍する意欲を喚起する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 女性活躍推進法に基づき、女性活躍推進のための行動計画の策定や情報公表が義務付けられている 101 人以上の事業主及び、男女の賃金の差異に係る情報公表等が義務付けられている 301 人以上の事業主に対して、法の着実な履行のための指導を実施する。
- ② 男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及び一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図る。
- ③ 多くの事業主が女性活躍推進認定「えるぼし」、「プラチナえるぼし」を目指して取り組めるよう周知・啓発を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 女性活躍推進法第 6 条第 1 項の規定に基づく、岡山県女性活躍推進計画と位置付けた「第 5 次おかやまウィズプラン」の中の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」を、推進するため、女性の活躍の場の拡大に積極的に取り組む。
- ② 市町村に対して、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画の策定に向け、働きかけや助言、各種データの提供を行う。
- ③ 仕事とライフイベントを両立しながらのキャリア形成に役立つ女性向け講座等を通じて、働きやすい職場環境づくりの推進や男女共同参画の正しい理解

の普及拡大を図る。

(3) 総合的なハラスメント対策の推進

内容

セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントのない職場環境を整備するため、職場におけるハラスメントの未然防止に向けた周知・広報等に積極的に取り組む。

また、カスタマーハラスメント対策について、周知・啓発を実施する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 労働者等からの相談に対しては、適切に対応し、相談者のニーズに応じて情報提供や労働局長による助言・指導等の紛争解決の援助を行う。
- ② 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い及びハラスメント、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの未然防止に向けて、実効性のある防止対策の実施について周知を図る。
- ③ カスタマーハラスメント対策について、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を活用することにより、社内の相談窓口体制の整備や研修の実施などの必要な対策の周知を図る。

岡山県が実施する業務

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの防止などの情報をまとめた「働き方の新しいスタイルガイドブック」等の啓発資料を活用して、積極的な情報発信を行う。

(4) 仕事と家庭の両立支援の推進

内容

令和7年4月から段階的に施行される、改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の確実な履行を図る。特に男性労働者の育児休業取得を促進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 男性の育児休業取得促進のため、労働者及び事業主に対し改正育児・介護休業法を含めた育児・介護休業制度について適切丁寧な説明を行う。
- ② 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を301人以上の事業主に拡大すること等を内容とする育児・介護休業法の改正事項について、着実な履行確保を図る。
- ③ 仕事と育児の両立を促進するため、事業主に「共働き・共育で推進事業（イクメンプロジェクト・仮称）」、「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」等による男性の育児休業取得の取組事例の紹介や育児・介護休業等の制度の説明と併せて、両立支援等助成金の活用を促進する。
- ④ 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正事項について、事業主及び労働者に十分に理解されるよう周知に取り組み、着実な履行確保を図る。
- ⑤ 介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図る。
- ⑥ 改正次世代育成支援対策推進法(有効期限 2035 年 3 月まで延長)や不妊治療と仕事の両立について周知・啓発を図るとともに、企業における「一般事業主行動計画」の策定・届出及び「トライくるみんな」、「くるみんな」、「プラチナくるみんな」に加え、不妊治療と仕事の両立に取り組む「プラス」認定等の取得に向けた取組の更なる促進を図る。

岡山県が実施する業務

- ① 男女ともに、子育てや介護など、家庭と仕事が両立しやすい職場づくりについて、県内企業の理解を深め、多様で柔軟な働き方を推進するためのエリアセ

- ミナーを開催する。
- ② 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制度や給付などの情報をまとめた「働き方の新しいスタイルガイドブック」等の啓発資料を活用して、積極的な情報発信を行う。
 - ③ 市町村が地域の実状に応じて実施する保育所や放課後児童クラブ、地域子ども子育て支援事業など、子育て中の労働者が利用する多様な保育サービスの運営を支援するとともに、各種研修会を実施し保育サービスの質の確保、向上を図る。
 - ④ おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」制度を通じて、企業の取組を促進する。
 - ⑤ 男性の育児休業取得推進のため、企業に対し、男性労働者の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、経営層や管理職等の意識改革のためのセミナーを開催し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。
 - ⑤ 子育てと仕事の両立支援に取り組む企業をバックアップするとともに、企業経営者の意識改革を図るため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付する。

5 高齢者・障害者・外国人に対する就職支援

(1) 高齢者のマッチングによるキャリアチェンジの促進

内容

高齢者に対する相談窓口を設置し、高齢求職者に対するチーム支援を実施することにより高齢求職者への再就職支援を充実・強化する。

岡山労働局が実施する業務

高齢求職者への再就職支援を充実させ、特に、「生涯現役支援窓口」の設置ハローワーク(岡山・津山・倉敷中央・笠岡・西大寺所)においてはチーム支援による効果的なマッチング支援を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 高齢者を対象とした就業相談窓口の設置や就職相談会の実施により、高齢者の就業を促進する。
- ② 公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会に対する支援を通じて、シルバー人材センター事業の普及・拡大や、高齢者の就業機会の確保を図る。

(2) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

内容

高齢者雇用安定法に基づく65歳までの高齢者雇用確保措置を講じていない企業に対して的確に助言・指導を行うとともに、70歳までの高齢者就業確保措置の啓発・指導を進める。

また、年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた相談・援助等を行う。

岡山労働局が実施する業務

- ① 高齢者雇用確保措置の未実施企業に対する個別訪問指導を強化するとともに、70歳までの高齢者就業確保措置に向けた環境整備を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部と連携し、65歳以上の年齢へ定年の引き上げ、継続雇用制度の導入に向けた働きかけを行う。
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部のアドバイザーと連携した企業訪問による、年齢にかかわらず働ける継続雇用制度の導入勧奨を行う。

岡山県が実施する業務

社会保険労務士による個別相談の実施及びセミナーの開催により就業確保措置を推進するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部と

連携したフォーラムの開催により、高年齢者雇用促進の機運醸成を図る。

(3) 地域における多様な就業機会の確保

内容

企業を退職した高年齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくため、関係機関と連携し、地域の高年齢者の就業を促進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 多様な就業機会の確保、創出を図るため、シルバー人材センター事業を推進する。
- ② 地域の高年齢者の就業機会の確保のため、関係自治体に対して「生涯現役地域づくり環境整備事業」の周知を図る。

岡山県が実施する業務

シルバー人材センターや市町村等と連携し、高年齢者を対象とした就業相談窓口の設置や就職相談会の実施により、高年齢者の就業を促進する。

(4) 多様な障害特性に応じた就労支援の強化

内容

障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて事業主に適切な理解を促進するため、事業主向けガイドライン（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成の障害者雇用マニュアル等）の周知を図るほか、ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、障害者と求人企業が一堂に会する「就職面接会」等の積極的な実施や、ハローワークのマッチング機能を強化し、障害者の更なる就職促進を図る。

岡山労働局が実施する業務

- ① 障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主向けガイドライン（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成の障害者雇用マニュアル等）の周知を図る。
- ② 専門性の高い、精神・発達障害者雇用サポーターや難病患者就職サポーターを配置するとともに、関係機関と連携したチーム支援を活用した就職から職場定着まで一貫した支援を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 岡山労働局等と連携し、経済団体に対し、障害のある人の雇用の拡大を要請するとともに、セミナーの開催などを通じて普及・啓発を行う。
- ② 岡山労働局及びハローワークと連携し、就職準備講習会や就職面接会を開催し、特別支援学校の生徒など障害のある人の就職の促進を図る。
- ③ 多様化する障害のある人の要望にきめ細かく対応できるよう、障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に障害者雇用促進アドバイザーを派遣して適切な相談・助言を行う。

(5) 法定雇用率の引き上げ等に対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進

内容

法定雇用率の段階的な引き上げ等（令和7年4月～除外率一律10ポイント引き下げ、令和8年7月～法定雇用率2.7%に引き上げ）が行われることから、障害者雇用の充実及び強化を図る。

岡山労働局が実施する業務

- ① 障害者就業・生活支援センター等との連携の強化を図りながら、雇用された障害者の職場における定着を促進する。

- ② 障害者雇用ゼロ企業に対して、当該企業の状況を踏まえた支援計画を作成し、採用の準備段階から採用後の定着支援までを一貫して支援する。

岡山県が実施する業務

ハローワーク及び岡山労働局と連携し、知的障害者を対象とした施設内訓練や、障害者を対象とした委託訓練により就職等の支援を行うとともに、求職中の障害のある人と人材を求める企業等とのマッチングを行い、個別の企業での体験就業や社会人としての基礎的知識・技能を習得させる研修等を通じて正規雇用につなげる。

(6) 外国人材受入れの環境整備

内容

外国人材の受入にあたり、公正な処遇の確保等、多様な人材が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備する。

岡山労働局が実施する業務

在留資格の範囲内で就労する外国人労働者については、公共職業安定所において、外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人雇用管理指針に基づき、事業主に対する指導・援助を行う。

岡山県が実施する業務

- ① 岡山県外国人相談センターにおいて、多言語による生活相談、行政書士相談、法律相談を行うなど、外国人労働者等の生活をサポートする。
- ② 外国人材の受入れを考えている県内企業が適正に雇用できるよう、企業向けに高度外国人材の活用セミナーを開催するほか、労働局と連携し、適時適切な情報提供等の支援を行う。

(7) 外国人留学生等の就職支援

内容

日本での就職を希望する留学生を円滑に国内就職へ結びつけていくため、地域の教育機関とも連携しつつ、留学生と企業とのマッチングを推進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① おかやま新卒応援ハローワーク内に設置している「留学生コーナー」の周知・活用を図るため、就職支援ナビゲーターによる大学等との連携を一層図る。
- ② 大学等合同就職面接会開催時において、過去に留学生が採用された企業情報の提供を行う等マッチングの推進を図る。

岡山県が実施する業務

- ① 留学生等の県内就職を促進するため、就活の基礎やスキルを身に付ける就職支援セミナーを開催する。
- ② 留学生等への県内就職の意識付けに向けた県内企業の認知度向上を目的とする交流会等を開催する。

(8) 定住外国人等に対する就職支援

内容

日系人及びその子弟を含む、定住外国人等に向けた的確な職業相談を実施する。

岡山労働局が実施する業務

定住外国人が多く居住する地域を中心として、就労を希望する定住外国人等に対する的確な職業相談を実施するため、ハローワークに通訳（英語・ポルトガル語）を配置し、就職支援を実施する。

岡山県が実施する業務

岡山県外国人相談センターにおいて、多言語による生活相談、行政書士相談、法律相談を行うなど、外国人労働者等の生活をサポートする。

6 雇用の維持にかかる支援

内容

労働者の雇用維持とキャリアアップ・能力開発に効果的な産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を活用した在籍型出向を推進する。

岡山労働局が実施する業務

- ① 産業雇用安定センターと連携した送出企業及び受入企業の開拓を行うとともに出向に関する好事例の収集・共有・周知を図る。
- ② 生産性向上などに必要な新たな人材を雇い入れた中小企業事業主に支給される産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）について、効果的な周知を図る。

岡山県が実施する業務

在籍型出向の制度や支援機関についての周知を図る。

第4 本計画に基づく取組に関する数値目標

本計画に基づき岡山県及び岡山労働局が取り組む雇用施策について、数値目標を設定する。

- ① 就職件数（一般）
22,267件以上
- ② 充足数（一般）
21,660件以上
- ③ 雇用保険受給者の早期再就職割合
36.9%（早期再就職件数目安値7,699件以上）
- ④ 生活保護受給者等の就職率
69.6%以上
- ⑤ 障害者の就職件数
前年度実績以上
- ⑥ 新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率
62.2%以上
- ⑦ ハローワークの職業紹介による就職氷河期世代を含む中高年層の正社員就職件数
2,503件以上
- ⑧ フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率
50.8%以上
- ⑨ 公的職業訓練の修了3か月後の就職率
73.5%以上
- ⑩ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率
96.9%以上
- ⑪ 人材不足分野の就職件数
6,297件以上
- ⑫ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率
87.0%以上
- ⑬ 県内大学新卒者の県内就職率
43.8%（R7年度末）
- ⑭ 本県出身の県外大学新卒者のUターン就職率
34.2%（R7年度末）
- ⑮ 勤務間インターバル制度に取り組んでいる事業所の割合
31.4%（R7年度末）
- ⑯ 管理職における女性比率（民間企業）
18.7%（R7年度末）
- ⑰ 専門的知識・技術を有する外国人労働者数
3,360人（R7年度末）
- ⑱ 70歳以上まで働ける企業割合
49.3%（R7年度末）
- ⑲ おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立に積極的な「アドバンス企業」認定数
299社（R7年度末）
- ⑳ 県内大学工学系学生の県内就職率
30.3%（R7年度末）